



持ち主不明の 放置自転車

捨てずにリサイクル

市内の放置自転車は、年間約500台発生しています。その大多数は、駅前駐輪場に放置されたものです。これまで、所有者が分からないまま一定期間放置された自転車は、資源ごみとして処分してきましたが、処分される自転車の再活用が求められていました。6月議会で条例改正案が可決され、放置自転車を再利用することができるようになりました。学校や町内会・自治会などでの活用のほか、リサイクル業者への民間的な活用も行っていく予定です。

循環型社会の取り組み

これまで、一部資源化して処分される放置自転車の中には、まだ状態がよいものが2割程度あります。放置自転車の再活用は、資源循環型社会をつくるための取り組みの一つとなります。

再活用までのながれ

8月1日から条例が施行され、新たな取り組みが始めます。8月中に警告札を



貼り、放置自転車の台数調査、防犯登録の確認(所有者に通知・引取り)、告示をします。告示日から60日以降の10月中に、再活用が可能な自転車は、別の場所に移動して保管します。それ以外のものは、これまで

7月1日号の主な記事

- 地域防災計画(案)に対する意見募集... 2面
- 市民文化祭参加団体募集... 3面
- あきる野映画祭... 4面
- 7月の休日医療歯科診療... 8面

参議院議員選挙 7月11日(日)が 投票日です



投票時間は、午前7時から午後8時までです。この選挙は、明日の国政を担う大事な選挙です。投票日には、必ず投票しましょう。投票できる方 あきる野市の住民基本台帳に登録されている平成22年7月12日までに生まれた方で、次の要件を満たしている方です。

あきる野市の選挙人名簿に登録されている方
平成22年3月23日までにあきる野市に転入届をした方で、6月23日現在引き続き居住している方
3月24日以後に転入届をされた方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所入場整理券は、郵便で各ご家庭へお届けします。投票日には忘れずにお

7月の納税

固定資産税・都市計画税 第2期
国民健康保険税 第1期



での活用や、再活用を希望する団体(小中学校、保育園、児童館、消防団、町内会・自治会、民生・児童委員など)へ引き渡します。また、自転車販売店やリサイクル業者に入札方式により買取ってもらうなど、民間の活用も行っていく方針

自転車は防犯登録を

駐輪場に長期間自転車を放置すると駐輪場混雑の一因となり、迷惑です。自転車に防犯登録をしていれば所有者が分かりますので、連絡して引渡すことができます。自転車には必ず防犯登録をしましょう。防犯登録は、登録を扱っている自転車販売店で登録料500円でできます。

期日前投票

投票日には、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、その事由を宣誓書に記入し、期日前投票を行うことができます。

選挙公報

各候補者の政見などが記載されている選挙公報は、7月9日(金)ごろまでに各ご家庭へ直接お届けします。

投票所の変更について

第13投票所の「増戸小学校屋内運動場」が耐震補強工事により使用ができません。同じ敷地内にある「増戸小学校西側校舎」が投票所となります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご注意ください。

選挙当日の投・開票

投票日時：7月11日(日) 午前7時から午後8時まで
場所：市内各投票所
開票



ポケットガイド
あきる野
時間 午後9時から30分
間隔で確定まで